

理事会議事録

- 1 開催日時 平成29年1月27日(金)午前10時28分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻前ではございますが、本日出席予定の理事の皆様がお揃いでございますので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の理事でございました都島区社会福祉協議会会長の中辻豊様が12月11日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

(黙 祷)

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数22名、本日の出席者19名、書面による出席3名、出席者合計22名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、後藤監事、中村監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、内本理事におかれましては、この後第1号議案から第3号議案に係る議案について利害関係を有しておられることから、定款第12条第9号に基づき、第4号議案から審議に参加していただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、はじめに、新たにご就任いただきました理事のみなさまをご紹介いたします。大正区社会福祉協議会会長の寄本文信理事でございます。東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫理事でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

では、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を乾会長をお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、城東区社会福祉協議会会長の伊東理事と大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋理事にお願いします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

＜第1号議案＞ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）について

乾 議 長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）について、説明してください。

輪違局長

事務局長の輪違でございます。

第1号議案 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1号議案に係る事前資料として資料1、1頁から6頁までを送付させていただきましたが、その後、大阪市と協議をし、事業のポイントをまとめましたので、本日7頁として資料を追加しておりますので、併せてご説明いたします。

それでは、資料1の1頁をご覧ください。まず、事業の目的といたしましては、大阪市で実施されている高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関等に在学している、ひとり親家庭の親に対して、入学準備金を貸付け、修学を容易にすることで資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立と促進を図る貸付事業でございます。

資料4頁、「ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）」をご覧ください。

今回の事業は、表の一番左の○新高等職業訓練促進資金貸付金入学準備金、50万円と記載されているところでございます。この貸付を受けるためには、表の真ん中の上から4つ目の「高等職業訓練促進給付金（生活費相当）」を受けることが条件となります。高等職業訓練促進給付金は、看護師や保育士、調理師など就職に有利な資格を取得するために、養成機関で訓練を受ける場合、その間の安定した生活のための生活費を給付するものでございます。

1頁に戻りまして、5と6に記載しておりますとおり、貸付原資及び事務費は国庫補助と大阪市の補助金でございまして、事業規模といたしましては、一人あたり上限50万円、貸付は単年度最大100人の当面3年間、事務費は単年度720万円以内でございます。

7 貸付金の返還免除につきましては、養成機関を卒業して1年以内に資格を取得し、その資格をいかして就職し、5年間継続して働いた場合は、全額返還免除となりますが、養成機関を卒業して1年以内に資格が取得できなかった人、給付金の受給期間中に養成機関を退学した人、就職しても途中で離職して再就職をしなかった人等は償還となります。1頁の下の7と2頁に当然免除や返還に関する内容を記載しておりますが、詳細は割愛させていただきます。

3頁をご覧ください。平成28年12月5日現在の各都道府県指定都市の実施予定状況でございます。実施予定団体は、ひとり親家庭等福祉団体及び都道府県社協・指定都市社協となっております。

続きまして、資料7頁をご覧ください。

冒頭、申しあげました大阪市と協議し、事業についてまとめたものでございます。

対象者につきましては、高等職業訓練促進給付金を受ける者ですが、修学意欲、修学期間中の生活設計、資格取得後の就職の考え方などを十分に確認したうえで決定してまいります。高等職業訓練促進給付金事業につきましては、大阪市の専門職による事前審査をしたうえで決定されておりますので、大阪市と連携・協力しながら事業を進めてまいります。貸付額につきましては、50万円以内とし、入学金や教材費などの相当分といたします。また、連帯保証人の設定を義務付けます。

返還免除のパターンにつきましては、記載のとおりですが、就職する区域につい

輪違局長

ては大阪市内に限定いたしません。また、返還させることが困難であると認められる場合は免除としますが、詳細につきましては大阪市と協議のうえ、規定いたします。

返還免除は本会の実施要綱に基づき決定し、返還免除になれば本会から大阪市への返還は不要とします。

その他といたしまして、事業総予算額は1億5千万円、約7割（3年間の貸付見込み）を貸し付けた場合、約3割を事務費（年720万円）に充当可としております。

資格取得して5年間就業し、全額返還免除となることを基本とした事業ですが、途中で退職する等返還事由が発生することも想定されます。しかし、ひとり親家庭の自立と促進を図るという趣旨からも、免除規定

や大阪市との覚書等で整備しながら今年度から事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長

ただ今説明がありました、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施（案）について、ご意見はございませんか。

小林理事

本来でしたら、大阪市ひとり親家庭福祉連合会がお受けして、この事業を実施するのが妥当だと思いますが、私どもの体制等を勘案しますと厳しい状況でありまして、是非とも、大阪市社会福祉協議会での実施をお願いしたいと考えております。

この事業を活用して、資格を取得して5年間就職した場合は、貸付金の返還免除になるとのことですが、途中退職した場合であっても、求職活動中は一定期間返還免除になるとのことです。

当連合会では愛光会館や就業・自立支援センターを運営しており、就職先の斡旋等の就業相談や、法律、生活相談等も実施しております。当連合会といたしましても、ひとり親の就労による自立を最大限サポートさせていただきたいと考えておりますので、事業実施につきましてはどうぞよろしくお願いいたします。

清水副会長

今発言がありましたが、制度は良いんです。責任についてはどう考えておられますか。貸付して、資格をとって、5年間働けず途中でやめて返せなくなった、その責任は社協にあるんです。それはどのようにお考えですか。制度は良いんですよ。制度に対しては反対しません。ただ、責任がどこにあるかということです。もし、お金が返ってこない場合は理事の責任ですよ。1億かかったとして20人で割って、ひとり500万円の責任を持つということですよ。そういう面をよく考えて、発言していただきたいと思うんです。

役員会でもその問題が持ちあがりまして、大阪市が責任を持つんだったら、やりましょうかと。それに対しては、市と市社協で覚書を交わしましょうかということの話がありました。制度自体は良いんです。その責任がどこにあるかということを皆さんで話していただけたらいいのかなと思います。

乾 議 長

もし返還不能となった場合どうするのかということで、市の方で責任を持つと、そのことを文書化しようかということまで、市の同席のもと役員会で話がありました。市とまた話していきたいと思えます。

乾 議 長 他にございませんでしょうか。

白國副会長 先ほど清水副会長からご発言もありましたが、制度についてはひとり親家庭の生活の維持を応援するということですが、その捉え方を単に貸付事業を新しく大阪で取り組むということではないと思います。大阪の現状を見ますと離婚率も他の地区に比べると圧倒的に多く、ひとり親家庭の半数以上は貧困層であります。制度をご利用の方は意欲や思いは大変強いけれど、現実的には償還等については困難であります。子どもの貧困の問題やいろいろな問題が出てくるでしょうけど、単に貸付業務ということで捉えるのではなくて、区社協においては生活困窮者自立支援事業にも取り組んでおりますし、そのような中で、大きく捉えていくことが必要です。子どもの貧困を解決すれば子どもの虐待等の問題解決の力になるでしょうし、単に貸付業務というものでなく、もっと大きな意味で、深く捉える視点が一定必要だと思います。

ただ、責任については清水副会長が指摘のとおり、いろいろと問題があります。特にお聞きしたいのは、この事業についての事務的な業務として、追跡や途中で償還できなくなった時など、業務量は膨大であり、運用についてはいろいろ問題があると思いますが、どういう仕組みでこの事業を導入していくのか、市としてはどうお考えでしょうか。

内本局長 子ども青少年局長の内本でございます。

制度の趣旨についてはご賛同いただいたということでありありがとうございます。ご心配の回収不能金が発生した場合の対応ですが、資料1の7頁に書かせていただいていますけども、返還させることが困難であると認められる場合については、大阪市と市社協で協議し、規定を制定したいと考えております。基本的には定期的に督促をしていただく等、事務手続きを決めさせていただきたいと思っております。一定のすべきことをしていただいたうえで、返還できない場合は免除すると市社協の規定で決めていただければ、大阪市として認めていくという方向で実施してまいりたいと思います。それと、市社協の方では貸付に対する返還業務について、実際にそういう業務をやられていない部分もあろうかと思っておりますけども、事務費の中で職員を雇われる時に、経験のある人を雇っていただけるよう、大阪市としてそういった人材に携っていただけるようにするなど色々と考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

清水副会長 7頁の返還免除のところですけどね「返還免除は市社協の実施要綱に基づき決定する」と書いていますね。この中で免除規定を考えるわけですか。それから「返還免除になれば社協から大阪市への返還不要」と書いていますが、これは実際、社協の貸し付ける内容についてどう考えておられますか。これでは分からない。

西嶋専務 実施主体が市社協になるということでございますので、実施要綱の制定の主体は市社協になるということでございます。ただ、この資料に書かれた文書自体も子ども青少年局と大阪市社会福祉協議会で協議しながら制定してきたということもございまして、市社協として実施要綱は制定いたしますが、当然その要綱については大阪市の了解を得たものということになりますし、そこはきっちりと文書なりで規定していきたいと思っております。

清水副会長 特に、この大阪市への返還不要ということを強調して、覚書を交わしてください。

西嶋専務 (同意)

右田理事 7頁の対象者の説明の所に大阪市の専門職員による事前審査と、具体的にどうい
う人がやるんですか。地域密着型でやったほうが望ましいという意味なんでしょう
けども、抽象的ですね。具体的にどういう人がされるんですか。

輪違局長 大阪市の方でひとり親家庭サポーターという方が各区に週2日ずつ設置されてい
まして、今回の給付金を受けた方が事業の対象となりますので、サポーターさんと
連携しながら進めていきたいと考えております

右田理事 先ほどから出ておりますように、責任がどちらにどうなっているのかというイメ
ージがはっきりしない。公私協働で子どもを守るという趣旨は分かりますけれど
も、最近どうしても、いろいろなことが「地域で」と、それは「社協で」とこうい
う風になってくるので、だんだんたくさんの仕事で荷が重くなると。地域での人材
は限られてるわけですよ。そこで、この「大阪市の専門職員」の表記がありました
ので、別途、専門職員というのを例えば教育委員会とかそのあたりと協働して、
この事業のために特化した何か取り組みをなさるのかとのイメージを持ったんで
す。

迫野課長 こども青少年局こども家庭課長の迫野でございます。
ひとり親家庭サポーターでございますが、この職員につきましては非常勤職員で
はございますが、就業に特化した形でのサポート事業をスタートいたしまして、ハ
ローワークでありますとか、キャリアカウンセラーの資格を持った方を配置してき
た経過がございます。現在では、離婚相談や、ひとり親の方々の全般的な相談に
応じている形になりまして、その方を窓口といたしまして、例えば生活保護の窓口
や教育委員会、あるいは子育て支援室等、いろんなところと連携するワンストップ
窓口とまでは申しませんが、そういう形での配置をしてきたところでございま
す。この方を突破口ということではないんですけども、自立支援に向けたプログラ
ムでありますとか、さまざまな形でのサポートをしているということでございま
す。どうぞよろしく願いいたします。

乾議長 たくさんのご意見が出ましたが、先ほど清水副会長が申しました責任について文
書化し、その上で「ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業」を大きな視点から実
施するということにつきまして、よろしいでしょうか。

(異議なし)

なお、先ほどからご意見がございました件については、市と市社協との話し合い
のなかで、実務的に負担がかからないように、あるいは責任問題を明確にして文書
化するという事で大阪市の方でもご了解いただきたいと思っております。

内本局長 (同意)

<第2号議案> 経理規程の一部改正(案)について

<第3号議案> 平成28年度補正予算(案)について

乾 議 長 続きまして、第2号議案、第3号議案については、ただ今、ご承認いただいた新規事業の実施に係る議案となっていますので、一括して事務局から説明してください。

輪違局長 まず、第2号議案 経理規程の一部改正(案)についてご説明申し上げます。資料2をご覧くださいと存じます。

ただ今、第1号議案でご説明いたしましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴い、「経理規程」の第6条第4項第14号に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業サービス区分」を追加し、第14号から18号を、第15号から19号とするものでございます。

続きまして、第3号議案、平成28年度補正予算(案)についてご説明申し上げます。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴い、予算の補正を行うものでございます。まず、資料3[別紙]の「平成28年度3次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。

この総括表は、資料3、平成28年度3次補正予算書(案)1頁の総括表の各科目の収入及び支出の合計額と当期資金収支差額、前期末支払資金残高、当期末支払資金残高を表したものでございます。

今回の補正額につきまして、収入は、表の上段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動収入(1)が補助金収入として1億5,000万円の増でございます。なお、この補助金につきましては、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金積立資産」として積み立てをおこないます。

次に、その他の活動収入(7)が積立資産からの事務費取崩しに伴い320万円の増でございます。支出は、表の中段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の

事業活動支出(2)が人件費、事業費の支出に伴い82万4千円の増、施設整備等支出(5)が固定資産の取得に伴い237万6千円の増、その他の活動支出(8)が積立資産への積み立てに伴い1億5,000万円の増額でございます。

この結果、補正後の収入額は、右端ボックス体の「補正後予算額」欄の収入計が56億5,058万7千円、補正後の支出額は、「補正後予算額」欄の支出計が56億8,641万8千円となります。

これによりまして、表の下段部分、補正後の当期資金収支差額(11)は、マイナス3,583万1千円となり、前期末支払資金残高(12)5億1,357万6千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は4億7,774万5千円とあいなる次第でございます。

以上、経理規程の一部改正(案)及び平成28年度補正予算(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

清水副会長 この1億5000万円は別途会計になるんですか。

輪違局長 積立資産に入れるということになります。

乾 議 長 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 2 号議案及び第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

では、内本理事、理事席へ移動をお願いします。

<第 4 号議案> 福祉サービス第三者評価事業の廃止 (案) について

乾 議 長 続きまして、第 4 号議案の「福祉サービス第三者評価事業の廃止 (案)」について、事務局から説明してください。

北村室次長 福祉総括室次長の北村でございます。第 4 号議案 福祉サービス第三者評価事業の廃止 (案) につきまして、ご説明申しあげます。

資料 4 をご覧いただきたいと存じます。この事業は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質の向上を目的に、公正・中立な第三者評価機関が、事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業で、本会では、平成 19 年度から、当初は介護サービス情報公表事業と一体で実施する体制を整備し、児童福祉分野と社会的養護関係施設の評価について実施してまいりました。

2 頁をご覧ください。この間の事業実績をまとめております。平成 18 年度から 23 年度までは、介護サービス情報公表調査事業と同じ会計区分での精算となっているため、多いときは 4 千万円以上の収入があり、ここから従事職員の人件費も支出してまいりました。しかし、平成 23 年度に介護保険法等の一部を改正する法律により、関係制度の見直しが行われ、第三者評価事業と一体的に実施していたこの介護サービス情報公表調査事業は収束せざるを得なくなりました。平成 24 年度以降は、1 件 30 万円程度の調査評価費で運営してきたため、事務局担当職員の人件費捻出が困難な状況となっています。

3 頁をご覧ください。現状の本事業実施における課題といたしまして、まず、運営面では、第三者評価指針により、特に数が少ない社会的養護関係施設の評価の質を高めるためには、評価機関は広域で活動することが適当であるとされ、評価認証更新には 3 年間で 10 か所以上の実績が要件とされていますが、本会は大阪市内施設を評価対象としているため、直近の評価実績では、次回の認証更新が難しい状況となっています。経営面では、調査評価費の収益だけでは事務局従事職員の人件費確保は困難な状況です。また、実施体制では、評価調査者の確保や調整が困難であり、さらに、本会事務局の機構改編と人員削減のため、事務局機能を担うための体制整備が困難な状況になっています。

次に、5 に記載しております本会以外の大阪府内の評価機関の状況につきましては、大阪府社協が、保育所では半数近く、社会的養護関係施設では 8 割以上を評価実施している状況です。

4 頁をご覧ください。以上の状況を踏まえまして、今後の第三者評価事業の方針でございますが、今後の評価の質の継続確保のための体制整備や、安定経営の見込み、また、他の評価機関の実施状況などを総合的に勘案した結果、本事業につきましては平成 28 年度末をもって廃止し、今後の大阪市内施設の第三者評価につきましては、大阪府社会福祉協議会他、本事業を広域に実施する他事業者を紹介、移行してまいりたいと考えております。

北村室次長 以上、福祉サービス第三者評価事業の廃止（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

井手之上理事 府社協の井手之上でございます。
第三者評価というのは非常に重要な事業であると私どもも認識しております。ただし、府社協としましても、第三者評価機関になっていきますが厳しいのは同じ状況でございますので、これからの運用についても内部で議論する必要があるのかなと思っております。特に養護施設については義務化されたということで一定前進したかなと思うんですが、一方で保育所ですね、補助事業ができましたけれども、なかなか伸びない。そういったところが伸びていけば、かなり安定した運用もできるかなと思っていて、そういうところの掘り起こしが必要かなと府社協としては思っています。実際、数が増えないと厳しい事業でございますので、一定やむを得ないかなと思っておりますが、同じ点で府社協も経営がしんどいのは率直な実感です。

乾 議 長 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

＜第5号議案＞ 定款及び新定款の一部変更(案) について

乾 議 長 続きまして、第5号議案の「定款及び新定款の一部変更（案）」について、事務局から説明してください。

北村室次長 第5号議案 定款及び新定款の一部変更（案）につきまして、ご説明申し上げます。まずは、現行定款の一部変更（案）についてご説明させていただきます。資料5の1頁をご覧ください。

第2条の（事業）でございますが、第1号議案でご承認いただきました、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規実施に伴いまして、第2条の第20号に追加し、第20号から第21号を第21号から第22号とするものでございます。

続きまして、新定款の一部変更（案）についてご説明させていただきます。2頁をご覧ください。

第2条の（事業）でございますが、第4号議案でご承認いただきました、福祉サービス第三者評価事業の廃止に伴いまして、第18号を削除し、新規実施いたします、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を第19号に追加するものでございます。以下の変更点につきましては、租税特別措置法第40条第1項で規定されています特例措置の適用を受ける要件を追記するものでございます。

租税特別措置法第40条第1項の特例措置ですが、個人が法人に対して土地や建物等の財産を寄附した場合、これらの財産は寄附をした時の時価で譲渡したとみなされ、個人がこれらの財産を取得した時から値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象となりますが、寄附先が社会福祉法人等の公益法人である場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたとき、この所得税は非課税となる制度でございます。

北村室次長 変更箇所ですが、第 8 条として（評議員の資格）、第 19 条として（役員の資格）、第 41 条として（保有する株式に係る議決権の行使）を新設し、第 32 条（基本財産の処分）、第 34 条（事業計画及び収支予算）、第 38 条（臨機の措置）の文言を一部追記・変更いたします。

以上、定款及び新定款の一部変更（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 5 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 6 号議案＞ 評議員選任・解任委員会運営規程（案）の制定

＜第 7 号議案＞ 評議員選任・解任委員会委員の選任

乾 議 長 続きまして、第 6 号議案の「評議員選任・解任委員会運営規程（案）の制定」、第 7 号議案の「評議員選任・解任委員会委員の選任」について、事務局から一括して説明してください。

浅井室長 福祉総括室長の浅井でございます。第 6 号議案及び第 7 号議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

評議員の選任につきましては、現在、理事会において選任いただいておりますが、平成 29 年 4 月 1 日から本格実施される改正社会福祉法においては、理事が評議員を選任することは認められないことから、新たに評議員選任・解任委員会を設置し、その委員会において評議員を選任・解任することを定めました新定款を平成 28 年 11 月 14 日に開催いたしました前回の理事会・評議員会でご承認いただいたところでございます。

本日は、評議員選任・解任委員会の運営に関する必要事項を定めるため、評議員選任・解任委員会運営規程の制定及び同委員会委員の選任につきまして、お諮りするものでございます。

それでは、まず、お手元の資料 6 をご覧ください。評議員選任・解任委員会運営規程（案）でございます。主な条項につきまして、ご説明させていただきます。

第 3 条 委員の構成でございますが、外部委員 2 名、監事 2 名、事務局員 1 名の計 5 名とし、委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出するとしております。

第 4 条 委員の選任につきましては、理事会において行うと定めております。

第 5 条 委員の解任でございますが、(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに耐えないとき、と認められる時は、理事会の決議により、委員を解任することができることを定めたものでございます。

第 6 条 委員の任期につきまして、就任後、4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げないとしております。具体には、本日、選任いただきます委員の任期は、平成 31 年度会計に係る定時評議員会終結時までとなります。

第 10 条及び、次頁の第 11 条では、理事会から候補者として提案された評議員の選任・解任につきまして規定しております。

浅井室長 続きまして、第7号議案 評議員選任・解任委員会委員の選任につきまして、ご説明申しあげます。お手元の資料7をご覧ください。

評議員選任・解任委員会の委員構成は、新定款では外部委員2名、監事2名、事務局員1名の合計5名で構成すると定めていることから、候補者といたしまして、外部委員には、大阪市社会福祉審議会委員長であり、また、桜美林大学 大学院 老年学研究科教授でいらっしゃいます白澤政和様、と本会顧問税理士であります津島洋記様、監事といたしまして、本会監事であります後藤静男様、と中村保弘様のみなさまにご就任いただきたいと存じます。あと、事務局員として、本会の輪違清裕事務局長を加えました計5名の委員候補者の選任をお願いするものでございます

以上、評議員選任・解任委員会委員の選任につきまして、ご説明申しあげました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第6号議案及び第7号議案は、原案どおり決定されました。

<第8号議案> 評議員選任・解任委員会運営規程(案)の制定

乾 議 長 続きまして、第8号議案の「理事・監事・会計監査人選任規程(案)及び評議員選任規程(案)の制定」について、事務局から説明してください。

浅井室長 第8号議案 理事・監事・会計監査人選任規程(案)及び評議員選任規程(案)の制定につきまして、ご説明申しあげます。

平成29年4月1日から本格実施となる改正社会福祉法及び新定款に基づき、理事・監事・会計監査人及び評議員を選任する必要がありますことから、新たに選任規程を設置するものでございます。資料8の1頁をご覧ください。主な条項につきまして、ご説明させていただきます。

第2条 理事の選任でございますが、理事会において4つの区分から候補者を選定いただき、評議員会において選任するとしております。

第3条 監事の選任では、改正社会福祉法において「監事のうちには、社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者が含まなければならない」と規定されていることから、本規程におきましても、第2項で定めているものでございます。

第4条 会計監査人の選任でございますが、本会は会計監査人の設置が政令により義務付けられることから、定めるものでございます。なお、「会計監査人選定基準」につきましては、この後、第10号議案で、ご審議いただくこととしております。

続きまして、次の2頁をご覧ください。評議員選任規程(案)でございます。

第2条 評議員の選任ですが、理事会におきまして、4つの区分から候補者を選定いただき、先ほどご説明申しあげました評議員選任・解任委員会において選任するとしております。

なお、今回の理事・監事・会計監査人選任規程(案)及び評議員選任規程(案)の制定に伴いまして、平成13年5月11日に施行されました現在の「役員及び評議員の選任に関する規程」は平成29年3月31日付で廃止することといたします。

浅井室長 以上、理事・監事・会計監査人選任規程（案）及び評議員選任規程（案）の制定についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第8号議案は、原案どおり決定されました。

＜第9号議案＞ 評議員候補者の推薦について

乾 議 長 続きまして、改正社会福祉法の施行に伴いまして、平成29年4月1日からご就任いただく評議員について、理事会として評議員選任・解任委員会へ評議員候補者を推薦する必要がありますので、候補者について、説明してください。

西 嶋 専 務 専務理事の西嶋でございます。第9号議案 評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料9をご覧くださいと存じます。

先ほど、第8号議案におきましてご承認いただいた評議員選任規程に基づきまして、評議員選任・解任委員会に提案する評議員候補者について、ご説明させていただきます。

まず、1「区社会福祉協議会の代表者」でございます。現在、評議員であります北区社会福祉協議会会長の吉川郁夫様、中央区社会福祉協議会会長の浦野院次様、西区社会福祉協議会会長の笹野井庸夫様、港区社会福祉協議会会長の武智虎義様、天王寺区社会福祉協議会会長の中野明男様、浪速区社会福祉協議会会長の松尾武司様、西淀川区社会福祉協議会会長の大垣純一様、淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様、本日付で評議員に就任予定であります東淀川区社会福祉協議会会長の吉田正則様、現在、評議員であります鶴見区社会福祉協議会会長の西田捷男様、阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様、住之江区社会福祉協議会会長の下田三七男様、住吉区社会福祉協議会会長の白川静夫様、平野区社会福祉協議会会長の田中智偉子様、以上、14名のみなさまが候補者でございます。

次に、2「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。現在、理事であります朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の山本雅彦様、現在、評議員であります毎日新聞大阪社会事業団常務理事の和田堅吾様、産経新聞厚生文化事業団理事長の佐藤義博様、NHK 厚生文化事業団近畿支局長の種田敦志様、大阪市障害児・者施設連絡協議会会長の宇野達美様、大阪NPOセンター副代表理事の山田裕子様、大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉いと子様、以上、7名のみなさまが候補者でございます。

次に、3「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。本日付で評議員に就任予定であります天王寺区民生委員児童委員協議会会長の一本松三雪様、現在、評議員であります浪速区民生委員児童委員協議会会長の岩上昭信様、本日付で評議員に就任予定であります東淀川区民生委員児童委員協議会会長の山本眞路様、生野区民生委員児童委員協議会会長の四宮政利様以上、4名のみなさまが候補者でございます。

最後、4「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。現在、評議員であります大阪市会民生保健委員会委員長の島田まり様、大阪府医師会からご推薦いただきました、前川たかし（まえかわ たかし）様、現在、評議員でありますニッセイ予防医学センター次長の谷口史朗様、釜ヶ崎

西嶋専務 支援機構理事長の山田實様、以上、4名のみなさまが候補者でございます。

任期につきましては、改正社会福祉法が本格実施となる平成29年4月1日から平成32年度会計に係る定時評議員会終了時でございます。

評議員の定数は、新定款におきまして、7名以上32名以内と定めており、今回、評議員候補者として29名のみなさまをあげさせていただいております。今後、新たに評議員を選任する際は、理事会におきまして評議員候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会で選任していくこととなります。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。なお、ご承認いただきましたら、理事会として候補者を評議員選任・解任委員会へ提案し、委員会において評議員を選任することとなります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、第9号議案は、原案どおり決定されました。

<第10号議案> 会計監査人選定基準(案)の制定及び会計監査人候補者の推薦について

乾議長 続きまして、第10号議案、「会計監査人選定基準(案)及び会計監査人候補者の推薦」について、説明してください。

西嶋専務 第10号議案 会計監査人選定基準(案)の制定及び会計監査人候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

改正社会福祉法におきまして、社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人には会計監査人による監査が義務付けられることになり、本会におきましても、平成29年度の会計監査(法定監査)のため、会計監査人を選任する必要があります。会計監査人は、6月に開催予定の定時評議員会で選任することになりますが、選任するための基準を理事会において制定する必要があることから、今回、お諮りするものでございます。

資料10、1頁をご覧ください。選定基準項目を第2条に定め、評価項目については、監査の実施体制等、費用、実績等、品質管理体制とし、評価に係る項目を定めたものでございます。

続きまして、会計監査人候補者の推薦につきまして、ご説明させていただきます。2頁をご覧ください。前回、平成28年11月14日に開催いたしました理事会におきまして、会計監査人候補者については選定委員会を開催し、かがやき監査法人を委員会として選定したとご報告いたしましたが、理事会として評議員会に会計監査人候補者を推薦する必要がありますので、ご説明させていただきます。

平成29年度会計監査実施にあたり、平成28年度中に導入に係る予備調査を行う必要があることから、会計監査人候補者選定に係る入札(プロポーザル方式)を実施いたしました。選定にあたり、本会ホームページにおいて平成28年8月22日から9月9日までの期間、3頁にあります「会計監査人候補者提案要領」(別紙1)により公募いたしました。その結果、8つの監査法人から提案書の提出がございました。

外部委員を含む「会計監査人候補者選定委員会」(別紙2)を平成28年9月28日に開催し、提案書等を項目毎に評価した結果、「かがやき監査法人」を候補者とし

西嶋専務 て選定したところでございます。8つの監査法人の選考結果の詳細につきましては、6頁の別紙3のとおりでございます。

以上、会計監査人選定基準（案）の制定及び会計監査人候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
監事から補足説明はございませんか。

後藤監事 選定委員会に出席させていただきましたが、評価点自体はそんなに高い点数ではなかったのですが、金額というのが一番大きな問題点となったかなと思います。

乾 議 長 提案につきまして、異議ございませんか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、第10号議案は、原案どおり決定されました。

<第11号議案> 評議員の選任（補充）について

乾 議 長 続きまして、第11号議案、「評議員の選任（補充）」について、説明してください。

西嶋専務 第11号議案 評議員の選任につきまして、ご説明申し上げます。それでは、お手元にお配りしております資料11をご覧くださいと存じます。

「区社会福祉協議会の代表者」でございますが、現在1名欠員となっておりますことから、平成28年12月13日付けで東淀川区社会福祉協議会会長に就任されました吉田正則様に評議員としてご就任いただきたいと存じます。

次に、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」につきまして、3年に1度の一斉改選によりまして、区の民生委員児童委員協議会の会長に交替があり、大阪市民生委員児童委員協議会から推薦がございました、港区の近江隆司会長、天王寺区の本松三雪会長、東淀川区の山本眞路会長、生野区の四宮政利会長、平野区の黒田義博会長に評議員としてご就任いただきたいと存じます。

任期につきましては、現定款に基づきまして、本日、平成29年1月27日から現任期の残任期間であります平成29年5月15日まででございますが、平成29年4月1日からの改正社会福祉法本格実施に伴い、新たな定款が適用されることから、評議員の任期は平成29年3月31日で期間満了となりますことを申し添えます。

以上、評議員の選任（補充）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(異 議 な し)

異議なしということですので、第11号議案は、原案どおり決定されました。
本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 閉会にあたりまして、中田副会長からごあいさつを申し上げます。

中田副会長

(あいさつ)

司 会

これもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、平成 29 年度事業計画及び予算についてご審議いただきます理事会を平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 10 時 30 分から、たかつガーデンで開催する予定でございます。後日、文書にてご案内いたしますので、ご予定いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。